

3歳未満養育特例制度の申出はお済ですか？

産休の復帰後や育児部分休業等によって、標準報酬月額がお子さんの養育開始日の前月よりも少なくなることがあります。このような場合、掛金（保険料）は下がりますが、同時に年金額の基礎額も下がることになります。

その際、共済組合に申し出をすることで、お子さんが3歳になるまでの間、年金の基礎額を、お子さんの養育開始前の前月の額で計算することができます。

生年月日が平成24年11月1日以降のお子さんを養育している組合員の方へ

(現在お子さんが3歳になっているかどうかは問いません。)

下の「3歳未満養育特例対象チェックシート」でご確認いただき、
「該当」となった場合は、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出してください。

3歳未満養育特例対象 チェックシート

3歳未満の子を養育する期間の特例について、下記の全てに該当する場合、申請することができます。

- ・ 3歳未満の子がいること
- ・ その子と同居していること
- ・ 産前産後休業中または育児休業中でないこと

子の養育開始日を入力してください

平成 24 年 11 月 1 日

子の養育開始日とは、下記のうち最も遅い日です。

- ① 子の誕生日
- ② 子を養子縁組した日
- ③ 単身赴任等で別居していた子と同居することとなった日

平成24年10月 時点の給料月額(給料+給料の調整額+教職調整額)を入力してください。

1等級	98 千円
-----	-------

特例対象期間(平成27年10月～現在)の標準報酬月額を入力してください。

平成 27 年 10 月 移行期決定

平成 28 年 9 月 定時決定 円

平成 29 年 9 月 定時決定 円

以下随時改定は出生月以降の標準報酬にかかる分のみ入力

平成 年 月 隨時改定等 円

平成 年 月 隨時改定等 円

あなたはこの制度に・・・

該当しません。

ただし、子が3歳に達するまでに標準報酬月額が下がった場合は該当することがあります。